

# 芦屋町過疎地域持続的発展計画



令和8年3月

福岡県 芦屋町

# 目 次

1	基本的な事項	
	(1) 芦屋町の概況	3
	(2) 人口及び産業の推移と動向	4
	(3) 行財政の状況	7
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
	(5) 計画期間	12
	(6) 地域の持続的発展のための基本目標	12
	(7) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
	(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
	(1) 現況と問題点	13
	(2) その対策	14
	(3) 事業計画	14
3	産業の振興	
	(1) 現況と問題点	15
	(2) その対策	16
	(3) 事業計画	17
	(4) 産業振興促進事項	18
	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	19
4	地域における情報化	
	(1) 現況と問題点	19
	(2) その対策	19
	(3) 事業計画	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
	(1) 現況と問題点	20
	(2) その対策	21
	(3) 事業計画	21
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
6	生活環境の整備	
	(1) 現況と問題点	24

(2) その対策	25
(3) 事業計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	26
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 事業計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 事業計画	30
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
(3) 事業計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	34
(3) 事業計画	34
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 事業計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 事業計画	36
事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	37

# 1 基本的な事項

## (1) 芦屋町の概況

本町は、福岡県の北端（北緯 33° 53、東経 130° 40）に位置し、東西 4.4km、南北 5.3km、行政面積 11.58 km<sup>2</sup>の町域です。しかし、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の 3分の1 を占めています。

本町の特性としてまずあげられるのは、美しく豊かな自然、特に響灘に面した海岸線の美しさです。福岡県の天然記念物にも指定されているはまゆう自生地や、遠賀川をはさんだ東側は洞山に代表される迫力ある奇岩が連なる海岸、西側は白い砂浜が広がる海岸と変化に富んでおり、さらに海岸線にはサイクリング道路が設けられ、大切な観光資源となっています。

公共交通機関は、芦屋タウンバスや北九州市営バス、芦屋町巡回バスが運行しており、JR 遠賀川駅へは約 20 分・折尾駅へは約 30 分でアクセスしています。

本町と他市町村を結ぶ道路としては、北九州市若松区から福岡市東区までを結ぶ国道 495 号が町の北東から南西へ通っており、北九州市と福岡市の間に位置し、両政令指定都市に職場を持つ人の通勤圏内にあります。

歴史的にみると、縄文時代の人骨が発掘された山鹿貝塚など古代以来の史跡があり、古い歴史を持つ神社仏閣や文化財も多く存在しています。古くは日本書紀に登場するなど歴史文化に富んだ町となっています。なかでも本町の歴史を代表するもののひとつに「芦屋釜」があげられ、国の重要文化財に指定されている茶の湯釜 9 点のうち 8 点を芦屋釜が占めています。この芦屋釜の復興と茶の湯文化の振興を目指した「芦屋釜の里」、考古資料や農耕具、交易関係品を展示した「芦屋歴史の里」など、歴史と文化にふれることができる町として知られています。

また、「芦屋千軒・関千軒」といわれ交通や流通の重要な拠点として栄え、明治年間には遠賀郡役所が置かれ、政治や教育の中心ともなりました。さらに、筑豊炭田の開発に伴い、川ひらたと呼ばれる船による石炭輸送の拠点としての賑わいをみせましたが、若松港の完成や筑豊本線・鹿児島本線の完成とともに急速に衰退していきました。

明治 22 年、市町村制の実施により、芦屋村と山鹿村が誕生し、明治 24 年に芦屋村は芦屋町となり、さらに明治 38 年には芦屋町と山鹿村が合併して現在の芦屋町となりました。人口は明治 40 年の 10,838 人から昭和 10 年の 6,033 人まで減り続けましたが、昭和 17 年に北九州工業地帯防衛の目的で設けられた芦屋飛行場が、終戦とともに米軍の駐留するところとなり、基地経済に依存しながら昭和 30 年には 16,631 人に増加しました。

しかし、この活気も昭和 35 年の米軍撤退により衰退し、一時期 2,000 人の人口減がみられました。これを打開するために、航空自衛隊の移駐を受け入れ、公営住宅の

建設、社宅の誘致などにより、昭和 50 年まで再び人口は増加傾向にありました。しかし、その後の住宅用地確保の困難性や交通事情をはじめ社会情勢の変化などにより、徐々に減少し続けました。

昭和 27 年、町の振興をかけて開設したモーターボート競走事業は、昭和 44 年から軌道にのりはじめ、その収益金は町の財政運営の基盤となり、公共下水道事業など良好な行政水準を保てるようになりました。しかし、モーターボート競走事業に依存してきた本町は、モーターボート競走事業収益の落ち込みにより厳しい財政状況に陥り、社会経済環境の変化と重なり 5 度にわたる行財政改革に取り組みました。また、平成 22 年からは、モーターボート競走事業を芦屋町単独施行とすることで、経営の改善に取り組み、行財政改革とともに一定の成果を得ました。

平成 26 年、国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来推計人口において、日本の人口は近い将来 1 億人を割ることが示されました。本町においても、生産人口である若年人口が減少しつづけており、人口減少対策は喫緊の課題となっています。

このような中、国においては、東京への一極集中の是正などを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、地方創生の考え方が示されました。本町においては「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の推進に取り組んでいます。

特に、「芦屋港のレジャー港化」については、芦屋港及び周辺機能などの活性化を図るため、「芦屋港活性化基本計画」に基づき、芦屋港の管理者である福岡県と連携しながら事業を推進しています。令和 8 年度には船舶の係留施設や魚釣施設が開業する予定であり、本町の海の魅力を生かした地方創生・観光まちづくりを推進するための拠点形成に向けた取り組みを進めています。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和 35 年（国勢調査）には 14,616 人でしたが、航空自衛隊の駐屯及び町営住宅の建設、社宅の誘致などにより、昭和 50 年には 19,762 人まで増加し、人口のピークを迎えました。しかし、その後人口は減少し、平成 12 年には 15,827 人となり、昭和 50 年と比較して 19.9%も減少したことで、平成 14 年度に「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域の指定を受けることとなりました。平成 17 年には、山鹿土地区画整理事業の完了により、16,247 人と若干増加していますが、その後も自然減・社会減ともに歯止めがかからず、現在の人口（住民基本台帳：令和 7 年 9 月 30 日）は、12,571 人となっています。また、年齢 3 区分人口では、老年人口の増加が顕著であり、年少人口の減少にあわせ、生産年齢人口の減少が著しい状況です。

本町の産業は、農業・水産業以外にこれといった産業はなく、商業にしても町域内の購買力に依存する日用品を中心とした商店が多くを占めています。工業は、大君地区に工業団地を形成しているものの、小規模であり、本町の土地利用の現状からこれ

以上のものを望むことは厳しい状況です。また、本町には航空自衛隊芦屋基地があるため、類似団体と比較して第3次産業の比率が高い傾向にあります。

産業別総人口は、昭和35年(国勢調査)の4,708人から昭和50年の9,128人と増加し、その後、平成7年の8,533人までは、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況でしたが、平成12年には7,101人と減少しています。その後、平成17年には7,603人と若干増加していますが、これは人口と同様に、土地区画整理事業による住宅販売が要因であると考えられ、令和2年には、6,854人と減少しています。また、産業構造は、第1次産業は減少を続け、昭和35年の就業人口比率は14.0%でしたが、後継者不足や高齢化の進展に伴い令和2年では2.5%となっています。第2次産業は、人口の増加に伴い、昭和45年の就業人口比率19.2%から昭和50年は6.9ポイント増加していますが、その後新たな工場立地も少なく、横ばいが続き、令和2年では22.9%となっています。第3次産業は航空自衛隊芦屋基地移駐により、昭和35年の就業人口比率62.8%から昭和40年には9.6ポイント増加しているものの、その後は横ばいが続き、令和2年では74.6%となっています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	14,616	17,560	20.1	17,366	△ 1.1	19,762	13.8	18,934	△ 4.2	18,643	△ 1.5	17,398	△ 6.7
0歳～14歳	4,866	4,833	△ 0.7	4,371	△ 9.6	5,157	18	4,687	△ 9.1	4,177	△ 10.9	3,413	△ 18.3
15歳～64歳	9,005	11,830	31.4	11,984	1.3	13,347	11.4	12,702	△ 4.8	12,709	0.1	11,896	△ 6.4
うち15歳～29歳 (a)	3,675	5,372	46.2	4,927	△ 8.3	4,965	0.8	4,246	△ 14.5	3,965	△ 6.6	3,646	△ 8.0
65歳以上 (b)	745	897	20.4	1,011	12.7	1,258	24.4	1,545	22.8	1,757	13.7	2,076	18.2
(a)/総数 若年者比率	25.1	30.6	-	28.4	-	25.1	-	22.4	-	21.3	-	20.9	-
(b)/総数 高齢者比率	5.1	5.1	-	5.8	-	6.4	-	8.2	-	9.4	-	11.9	-

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	16,685	△ 4.1	15,827	△ 5.1	16,247	2.7	15,369	△ 5.4	14,208	△ 7.6	13,545	△ 4.7
0歳～14歳	2,827	△ 17.2	2,518	△ 10.9	2,617	3.9	2,329	△ 11.0	1,935	△ 16.9	1,645	△ 15.0
15歳～64歳	11,377	△ 4.4	10,357	△ 9.0	10,256	△ 1.0	9,285	△ 9.5	8,164	△ 12.1	7,531	△ 7.8
うち15歳～29歳 (a)	3,638	△ 0.2	3,120	△ 14.2	2,875	△ 7.9	2,402	△ 16.5	2,275	△ 5.3	2,179	△ 4.2
65歳以上 (b)	2,447	17.9	2,951	20.6	3,358	13.8	3,745	11.5	4,108	9.7	4,363	6.2
(a)／総数 若年者比率	21.8	-	19.7	-	17.7	-	15.6	-	16.0	-	16.1	-
(b)／総数 高齢者比率	14.7	-	18.6	-	20.7	-	24.4	-	28.9	-	32.2	-

\*総数は年齢不詳を含む

表 1-1 (2) 人口の見通し

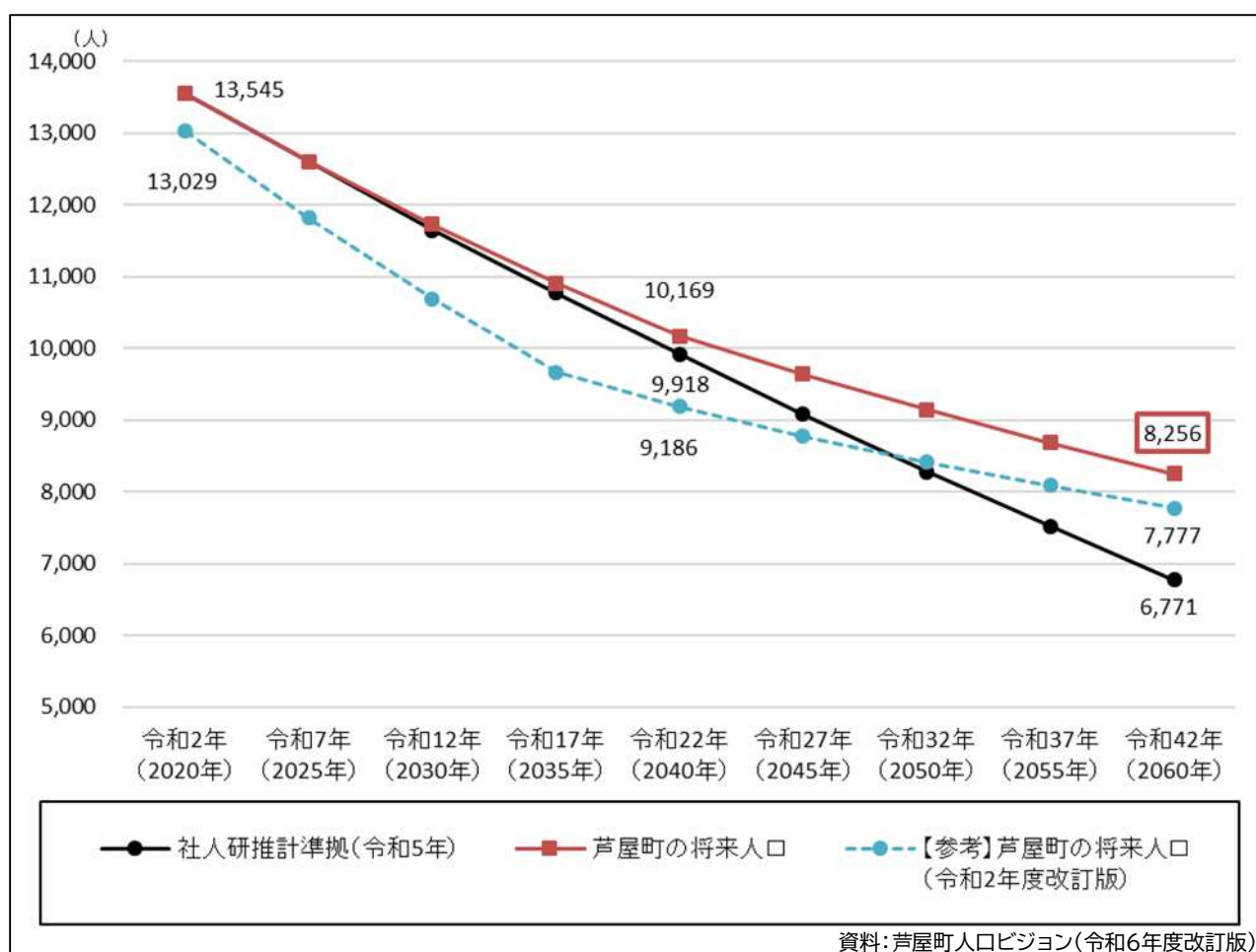


表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,708	58.1	7,441	10	8,182	11.6	9,128	4.8	8,690	5.3	8,231	3.7	8,536	
第1次産業 就業人口比率	14.0	7.9	7.0	4.9	5.0	4.9	4.3							
第2次産業 就業人口比率	23.2	19.7	19.2	26.1	25.0	24.3	24.0							
第3次産業 就業人口比率	62.8	72.4	73.8	68.9	70.0	70.6	71.6							

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,533	△ 0.04	7,101	△ 16.8	7,603	7.1	6,939	△ 8.7	6,530	△ 5.9	6,854	5.0
第1次産業 就業人口比率	3.8	4.2	3.6	3.0	3.1	2.5						
第2次産業 就業人口比率	24.1	26.9	24.2	21.9	21.9	22.9						
第3次産業 就業人口比率	72.1	68.7	71.9	69.0	71.0	74.6						

※総数は産業分類不能を含む

### (3) 行財政の状況

#### ①行政

人口減少社会や少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、情報技術などの革新、地方創生の進展などにより社会情勢は激変しています。こうした動きは、時代の潮流として、今後ますます加速することが予測され、まちづくりにおけるさまざまな課題を提起しています。

このような社会情勢の変化を的確に捉えながら、新たな時代に対応するため「第6次芦屋町総合振興計画」に基づき、各施策に取り組んでいます。また、国連サミットで採択された世界共通の17の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向け、総合振興計画とSDGsを連動させ一体的に推進し、持続可能な地域づくりをめざすこととしています。

#### ②財政

本町は地方税が歳入全体の15%未満と他自治体と比較すると少ない状況の中で、行政サービスの維持管理に必要な人件費、物件費などの増加により経常収支比率が高い

水準にあります。

また、公共施設の老朽化に伴い修繕や更新などに多額の事業費が見込まれるため、経常的な支出の見直しや自主財源の確保に取り組むとともに、計画的で重点的な配分を行い、安定的かつ効率的な行財政運営を続けていく必要があります。

### ③主要公共施設等の整備状況

町道の整備状況は令和2年度末で改良率73.8%、舗装率99.7%と高水準にあります。路面や道路施設の劣化状況を調査し、計画的な維持管理や道路整備の必要があります。

上水道事業は、平成19年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。また、下水道事業は平成12年度末に町全域の整備がおおむね完了しており、水洗化率も令和2年度末で99.3%となっています。下水道施設については計画的な点検・調査や修繕・改築更新、長寿命化を行っており、今後も効率的・計画的に事業を実施し、下水道の機能を長期的に維持していく必要があります。

その他の主要公共施設については老朽化が進んでいることから、これまで計画的に整備を行ってきました。今後も、「芦屋町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の適正配置や長寿命化を図る必要があります。

表 1-2 (1) 町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	9,878,152	9,438,984	6,303,982	8,469,375	11,486,389
一般財源	5,539,644	3,200,822	3,371,590	3,610,223	3,912,352
国庫支出金	440,136	490,322	683,079	779,040	2,861,948
都道府県支出金	232,352	211,119	373,984	388,905	437,042
地方債	191,700	1,135,400	721,130	1,292,650	1,358,650
うち過疎債	0	52,700	63,000	860,700	958,600
その他	3,474,320	4,401,321	1,154,199	2,398,557	2,916,397
歳出総額 B	9,259,143	9,245,320	6,010,976	8,201,487	11,095,066
義務的経費	2,750,815	2,976,163	2,554,322	3,269,539	3,846,451
投資的経費	2,778,302	2,870,804	578,260	1,434,254	1,643,784
うち普通建設事業	2,587,905	2,708,012	578,260	1,432,411	1,643,784
その他	3,730,026	3,398,353	2,878,394	3,497,694	5,604,831
※Bのうち					
過疎対策事業費	0	47,743	258,841	955,409	1,171,354
歳入歳出差引額 C (A-B)	619,009	193,664	293,006	267,888	391,323
翌年度へ繰越すべき財源 D	386,182	66,473	34,911	12,338	20,673
実質収支 C-D	232,827	127,191	258,095	255,550	370,650
財政力指数	0.34	0.39	0.41	0.37	0.37
公債費負担比率	7.1	8.9	9.3	21.5	8.7
実質公債費比率	—	—	10.3	12.5	1.6
経常収支比率	99.6	105.6	89.2	94.3	94.2
将来負担比率	—	—	—	—	—
地方債現在高	3,545,721	8,126,414	6,690,449	7,200,259	13,126,974

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道						
改良率 (%)	25.7	21.2	35.3	45.7	55.0	73.8
舗装率 (%)	54.2	92.7	95.7	97.0	98.6	99.7
農道						
延長 (m)	—	2,972.7	3,317.6	3,346.3	3,845.7	3,845.7
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	22.0	28.6	30.7	38.1	46.9
林道						
延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道普及率 (%)	86.6	99.6	99.5	99.3	97.1	97.0
水洗化率 (%)	—	—	71.0	97.1	98.7	99.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	7.1	9.4	10.2	9.4	10.9

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は大きな工業地域を有する北九州市に隣接しながらも、豊かな自然を有するとともに貴重な歴史文化資源を多く有しています。しかし、限られた町域で十分な用地が確保できないことや交通体系の不便性などから、昭和 50 年の 19,762 人をピークに人口は減少し、平成 14 年度に「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域の指定を受けることとなりました。

このような中、過疎地域対策関連法に基づく「芦屋町過疎地域自立促進計画」により、産業の振興、公共施設や生活基盤の整備をはじめ、公共交通の充実や学力向上など安心して暮らせる環境づくりに重点をおき、地域振興・地域活性化に向けた諸施策を展開してきました。

この結果、施設整備という面では一定の水準まで達してきていますが、人口減少に歯止めをかけるには至らず、さまざまな視点から今後も引き続き積極的な施策を推進していく必要があります。

そこで、令和 3 年 4 月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、次のような視点から地域の持続的発展施策を展開していくこととします。

##### ①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

地域特性を生かした移住・定住施策に積極的に取り組むとともに、地域コミュニティ・教育・福祉・産業など、まちづくりのあらゆる分野において求められる人材や担い手の育成、発掘を推進します。

##### ②産業の振興

農業においては、農業経営の安定化や担い手の育成のため、「地域計画」を推進し、認定農業者への農地の集約化や遊休農地の解消などを図るとともに、農業基盤の整備やスマート農業を推進します。

漁業においては、漁業経営の安定化のため、「浜の活力再生プラン」を推進するとともに、水産物の安定供給のため、漁業基盤の計画的な整備に取り組みます。

また、地域資源を有効に活用し、地産地消や地元製品の販路拡大などを推進するとともに起業を促進し、地域産業の活性化を図ります。あわせて、観光資源の整備や、芦屋港のレジャー港化に向けた整備などを行い、地域経済の活性化を図ります。

##### ③地域における情報化

デジタル社会の実現に向け、AI・RPAなどデジタル技術の活用により自治体DXを推進するとともに、情報通信インフラの整備などにより、地域の情報化

に取り組めます。

#### ④交通施設の整備、交通手段の確保

交通や生活の利便性向上のため、町道や橋梁について計画的に整備を実施し、各施設の長寿命化に取り組めます。また、公共交通の維持・確保を図るとともに、利用促進や利用者の満足度の向上に努めます。

#### ⑤生活環境の整備

下水道施設の長寿命化や下水道事業の中長期的な経営安定化を図るとともに、消防・防災対策の充実など安全・安心で快適な生活環境を維持・改善します。

#### ⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

こども自身や子育て世帯が安心して暮らせる環境づくりに取り組むとともに、高齢者などの保健や福祉の向上を図り、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備します。

#### ⑦医療の確保

地方独立行政法人芦屋中央病院をはじめ、町内の医療機関や遠賀中間医師会と連携し、安全で安心な地域医療の提供に努めます。

#### ⑧教育の振興

夢・希望・志を持ち、地域社会と関わりながらよりよい人生を送るこどもの育成をめざし、学校・家庭・地域が連携して教育の推進を図るとともに、安全で快適な教育環境を整備します。また、生涯学習の総合的な推進や生涯スポーツの推進に取り組めます。

#### ⑨集落の整備

遊休地の活用促進を図るとともに、安全・安心で快適な住環境を整えるため、空家対策を推進します。

#### ⑩地域文化の振興等

本町の誇りである芦屋釜をオンリーワンの地域資源として活用します。また、地域文化や貴重な文化財などを次世代へ継承していくため、芦屋釜の里をはじめとした文化施設の充実を図ります。

#### ⑪再生可能エネルギーの利用の推進

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの利用の推進を図ります。

#### (5) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とします。

#### (6) 地域の持続的発展のための基本目標

「芦屋町過疎地域持続的発展計画」における将来人口については、「芦屋町人口ビジョン」に基づき、令和12年の目標人口を11,730人に設定します。

また、社会移動については令和22年をめどに社会減を解消することを目指します。

#### (7) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、計画期間満了後に数値目標の実績値について評価するとともに、議会への報告を行い、ホームページへ掲載します。

#### (8) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、3つの管理目標からなる「公共施設等マネジメント目標」、将来の維持更新費用の平準化・縮減に関する「目指すべき数値目標」、公共施設等の計画的な管理に必要な「12の実施方針等」を以下のとおり定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な考え方に適合するものです。

##### ○ 公共施設等マネジメント目標

###### 管理目標1：将来の更新に対する計画的な取り組み

急速に進行する施設の老朽化に備え、更新計画、施設再編計画及び維持修繕計画等の策定を行い、各種計画に基づく施策の実施に取り組むことで、施設の整備・管理・更新に至るトータルコストの縮減を図りつつ、安全管理と機能維持に努めます。

###### 管理目標2：有効活用の視点に基づく維持管理の推進

将来的な人口減少の見通しや厳しい財政事情等を踏まえ、施設の耐震化や長寿命化を引き続き推進するとともに、複合化や用途変更等の手法を活用して既存施設の有効活用に努め、「施設を長く賢く使う時代」への対応を図ります。

###### 管理目標3：行政サービス水準の検討と官民連携・広域連携の推進

新たなサービス需要や多様化するサービスへの適切かつ柔軟な対応を図るため

に、行政サービス水準の検討と民間活力等の資金・施設・創意工夫等を活用することで、町の財政負担を軽減しつつ、公共施設等の適切な維持更新の実現を目指します。また、近隣市町村との公共施設の相互利用や共同運用について検討し、施設サービスの連携や施設配置の役割分担等を推進します。

○ 目指すべき数値目標

平成 29 年度から令和 28 年度までの 30 年間で建築系公共施設の延床面積を 25%削減

○ 12 の実施方針等

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 脱炭素化の推進方針
- ⑧ 最適配置の推進方針
- ⑨ 官民連携の取組方針
- ⑩ 広域連携の取組方針
- ⑪ 財源確保の取組方針
- ⑫ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ①移住・定住・地域間交流の促進

本町では移住・定住化の取り組みを推進していますが、福岡県内外の関係機関と連携による移住・定住施策や、さらなる情報発信を行っていく必要があります。

また、地域間交流を促進するため、近隣市町をはじめとする、さまざまな機関との連携などを進めていく必要があります。

#### ②人材育成

本町では「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、協働のまちづくりを推進しています。今後も自治区と職員との交流や自治区活動支援を目的とした「自治区担当職員制度」や、ボランティア団体の活動・交流・情報の拠点となる「ボランティア活動センター」による支援などにより、自治区活動や各種団体などを支援する必要があります。

また、人口減少と高齢化が進行する本町においては、地域コミュニティの形成に大きく影響する自治区をはじめ、あらゆる分野において、担い手の確保・次世代への継承が喫緊の課題となっています。このため、人材の発掘や参画する人の裾野を広げる取り組みなどが求められています。

## (2) その対策

### ①移住・定住・地域間交流の促進

- 「芦屋町定住促進奨励金制度」をはじめとする本町独自の各種補助制度を活用し、子育て世帯などを中心とした移住・定住促進に取り組みます。
- 福岡県と連携して「移住支援事業」を推進し、県外からの移住者を獲得します。
- 北九州都市圏や近隣大学など、さまざまな機関と連携やネットワーク強化に取り組みます。

### ②人材育成

- 協働のまちづくりを推進するため、町職員が地域の活動に参加し、住民による自主的な地域づくりのサポートを行う「自治区担当職員制度」を推進します。
- ボランティア活動センターを中心に、ボランティアを支える人材の育成や発掘を行うとともに、取り組む人同士のネットワークづくりを推進します。
- まちづくりのさまざまな分野において意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保するため、関係団体や関係機関などと連携し、取組内容や成果などの情報発信に努めます。

## (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 ・移住・定住 ・人材育成	定住促進奨励事業	芦屋町	
		新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助事業	芦屋町	
		自治区担当職員制度事業	芦屋町	
		ボランティア活動センター管理運営事業	芦屋町	
		人材育成事業	芦屋町	

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ①農業

本町の農業地域では、水稻や青ねぎ、キャベツ、ほうれんそう、赤しそなどが生産されており、直売所への出荷や学校給食への供給など地産地消が進んでいます。また、田舎ねぎや赤しそはブランド化されています。

本町の農業は、農業従事者の高齢化、海外からの農作物の輸入増加などの問題を抱え、経営は厳しい状況におかれています。農業振興の重要な役割を担う認定農業者の負担も増加傾向にあり、新規就農支援や国・県補助金を活用した機械導入などによるスマート農業への支援を行っていく必要があります。

また、後継者不足や相続問題などにより、遊休農地や荒廃農地の拡大が懸念されています。荒廃化が進むと農地への再生が困難になることから、農地所有者に対し、適正な管理を促すことが重要です。

##### ②水産業

本町の漁業基地である芦屋港と柏原漁港では、主に小型漁船による沿岸漁業が行われており、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。遠賀漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業にも取り組んでおり、事業の継続に向けた支援が求められています。

本町の水産業は高齢化や担い手不足、水産資源の減少や燃油の高騰などを背景とした経営悪化などの問題を抱え、厳しい状況におかれています。遠賀漁業協同組合などの関係団体と連携を図り、担い手や水産資源の確保に向けた取り組みを支援する必要があります。

漁業施設については、これまで環境の整備に努め、作業の効率化などを図ってきましたが、今後も施設の整備充実が求められています。

##### ③商工業

本町の商工業は地域経済の担い手であるだけでなく、住民の生活利便の向上や地域経済の循環といった役割を果たし、地域の発展には欠かせません。しかし、近隣市町への大型店舗進出による売上げ不振や担い手不足、物価や人件費の高騰など、商工業の経営は厳しい状況にあります。

本町では、商工会などと連携して、制度融資や信用保証料補助金、地域振興券の発行などを活用した事業者への支援、企業誘致などによる商工業の振興に取り組んでいます。

また、商工会などと連携し、ブランド認定制度などによる芦屋産品の高付加価値化に

取り組んでいます。引き続き、芦屋製品の魅力を発信し、知名度の向上を図ることで、地域産業の活性化を促進する必要があります。

#### ④観光レクリエーション

本町は、響灘に面する海岸線をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化など豊富な観光資源を有しています。これら豊富な資源を生かしていくため、「芦屋町観光基本構想」に基づく施策を展開しています。

また、芦屋海浜公園や海浜公園レジャープールアクアシアン、国民宿舎マリンテラスなどの施設について、整備・維持管理に取り組む必要があります。

あわせて、本町では海を生かした観光まちづくりを推進しており、福岡県が管理する物流港である芦屋港のレジャー港化に向けた取り組みを推進しています。芦屋港及び周辺エリアには、多様な施設が存在するため、各施設が一体となってエリア全体の価値を高めていく体制づくりが課題となっています。

### (2) その対策

次の産業振興項目については、周辺市町村との連携に努めます。

#### ①農業

- 農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、認定農業者などへの農地の集積を図ります。
- 生産性の向上や農作業の効率化を図るため、機械導入支援などを通じてスマート農業を促進します。
- 付加価値の高い農作物の生産性や効率性を高めるため、農業用水路やため池など農業基盤の計画的な整備を行います。
- 農地中間管理事業を活用し、遊休農地の有効利用を促進するとともに、農地の集約化を図ります。

#### ②水産業

- 「水産物供給基盤機能保全事業（機能保全計画）」に基づき、漁業の基盤整備を進めます。
- 漁業経営の安定化のため、漁業協同組合などと連携し、担い手や水産資源の確保、地産地消に向けた取り組みを支援します。
- 漁獲量の増加と水産物の品質安定化のため、養殖事業などの育てる漁業を支援します。

#### ③商工業

- 商工会と連携し、制度融資や信用保証料補助金、地域振興券の発行などを通じて、商

工業の活性化に取り組みます。

- 創業促進支援事業補助金や空き店舗等活用事業補助金、「芦屋町企業誘致条例」などを活用し、空き店舗対策や起業の促進、企業誘致に取り組みます。
- 地域産業の活性化のため、本町の特産品をブランド認定制度によりブランド化し、芦屋産品の高付加価値化や認知度の向上、販路拡大に取り組みます。

#### ④観光レクリエーション

- 魚見公園や城山公園などの美しい自然を生かした観光公園の効果的な活用方法を検討し、必要な整備を進めます。
- 「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」に基づき、海浜公園やレジャープールの改修を行います。
- 「国民宿舎マリンテラスあしや長寿命化計画」に基づき、改修を行うとともに、指定管理制度による民間の知見を取り入れた運営を継続することで、利用者サービスや客室稼働率の向上に努めます。
- 観光協会や近隣自治体との連携により、サイクルツーリズムなどの着地型観光の造成に取り組むとともに、外国人観光客のニーズに合わせたインバウンド対策の推進により、観光客の増加を図ります。
- 「芦屋港活性化基本計画」に基づき、芦屋港へ観光レジャーの機能を導入するとともに、芦屋海浜公園との一体的な空間形成や、民間活力の積極的な活用に取り組みます。

### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 ・農業 ・水産業	汐入川整備事業	福岡県・芦屋町	
		農業用水路整備事業	芦屋町	
		農道橋整備事業	芦屋町	
		農道側溝整備事業	芦屋町	
		山鹿地区農地整備事業	芦屋町 ほか	
	(2)漁港施設	柏原漁港機能保全事業	芦屋町・遠賀漁業協同組合	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振 興	(9)観光又はレクリ エーション	芦屋海浜公園整備事業	芦屋町	
		レジャープールアクアシアン整 備事業	芦屋町	
		魚見公園整備事業	芦屋町	
		城山公園整備事業	芦屋町	
		夏井ヶ浜はまゆう公園整備事業	芦屋町	
		町内公園整備事業	芦屋町	
		国民宿舎マリンテラスあしや整 備事業	芦屋町	
	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 ・商工業・6次産 業化 ・観光	創業促進支援事業	芦屋町	
		空き店舗等活用事業	芦屋町	
		特産品開発・農商工等連携事 業	芦屋町・ 観光協会・ 商工会	
		観光推進プロジェクト事業	芦屋町	
		レジャープールアクアシアン管 理運営事業	芦屋町	
		芦屋港活性化推進事業	芦屋町	
	(11)その他	芦屋港整備事業	福岡県・ 芦屋町	

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次の表のとおり。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
芦屋町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

## (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含めています。

また、柏原漁港、芦屋海浜公園、レジャープールアクアシアン及び国民宿舎マリテラスあしやについては、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ①情報化

本町では、業務システムの共同利用やクラウドサービスの活用などによる事務の効率化と住民サービスの向上を実施してきました。

今後の本町におけるDX推進として、ノーコードツールやAI・RPAの活用などデジタル技術の活用による行政事務の効率化や、時間や場所の制約を受けない利便性の高い住民サービスの向上に向けた取り組みが求められています。

また、災害発生時の通信手段の確保に向けたWi-Fiスポットなどをはじめとする情報通信インフラの整備や維持管理を行う必要があります。

### (2) その対策

#### ①情報化

○行政事務の効率化や利便性の高い住民サービスの向上を図るため、自治体の情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの活用など、自治

体DXを推進します。

○Wi-Fiスポットをはじめとする情報通信インフラの整備や維持管理を行います。

### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 ・防災行政用無線施設 ・その他	防災行政無線施設整備事業	芦屋町	
		Wi-Fiスポット維持管理事業	芦屋町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・デジタル技術活用	DX推進事業	芦屋町	
		総合文書管理システム維持管理事業	芦屋町	

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ①道路

本町では、個別施設計画に基づき町が管理する道路・橋梁の整備や改修、維持管理を行っています。交通利便性の向上を図るためにも、計画的な改修や整備に取り組む必要があります。

また、福岡県により西祇園橋架け替え工事が進められています。町の玄関口にふさわしい景観に配慮した橋となるよう、グレードアップ工事について、引き続き福岡県と協議する必要があります。

道路網の整備に併せ、交通事故防止と交通安全意識の高揚を図ることが重要であり、通学路の安全対策や交通安全の啓発活動などに取り組む必要があります。

#### ②交通確保対策

本町には鉄道がなく、主要な公共交通機関であるバス交通を確保・維持することは、重要な課題です。

本町では、平成17年に民間事業者によるバス路線廃止を受け、住民の交通手段を確保するため、町営バス事業「芦屋タウンバス」の運行を開始しました。また、高齢者や

障がい者などの生活交通を確保するため「芦屋町巡回バス」も運行しています。

これらのバス事業については、利用者ニーズに対応した運行体系の検討とともに、安全なバスの運行や利便性の向上を図る必要があります。

そのほか、本町に乗り入れる北九州市営バスは利用者が減少傾向にあり、路線や便数の確保が課題となっています。「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」に基づき、北九州市交通局と協議を行い、路線、便数の確保・維持に努める必要があります。

## (2) その対策

### ①道路

- 「個別施設計画（舗装・橋梁・道路附属物）」に基づき、舗装や道路施設・橋梁の定期点検を行うとともに、その結果を踏まえた改修や整備を行います。
- 西祇園橋の架け替えに伴うグレードアップについて、関係機関と協議を進めます。
- 通学路における児童生徒の安全対策を行うとともに、福岡県と連携し交通安全運動の実施や広報活動などに取り組みます。

### ②交通確保対策

- 「芦屋町地域公共交通計画」に基づき、交通や生活の利便性向上を図るため、運行計画や路線の見直しなど本町の実情に応じた公共交通施策を推進します。
- バス車両の更新、バス停や駐輪場の整備などを進めます。
- 「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」に基づき、本町に乗り入れる北九州市営バスの路線や便数の確保・維持に努めます。

## (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(1)市町村道  ・道路  ・橋りょう	江川台 19 号線整備事業 L=135.0m W=6.13m	芦屋町	
		江川台 22 号線整備事業 L=17.0m W=4.55m	芦屋町	
		緑ヶ丘 4 号線整備事業 L=200.0m W=9.46m	芦屋町	
		山鹿 29 号線整備事業 L=53.0m W=8.56m	芦屋町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(1)市町村道 ・道路 ・橋りょう	高浜町 4 号線整備事業 L=124.0m W=3.75m	芦屋町	
		聖原 1 号線整備事業 L=97.0m W=5.00m	芦屋町	
		聖原 2 号線整備事業 L=86.0m W=4.18m	芦屋町	
		正門町 8 号線整備事業 L=75.0m W=4.78m	芦屋町	
		正門町 13 号線整備事業 L=224.0m W=4.42m	芦屋町	
		丸ノ内 1 号線整備事業 L=253.0m W=6.62m	芦屋町	
		山鹿・亀ノ甲線整備事業 L=146.0m W=4.28m	芦屋町	
		山鹿・正津ヶ浜線整備事業 L=340.0m W=6.6m	芦屋町	
		白浜町 2 号線整備事業 L=179.0m W=2.87m	芦屋町	
		緑ヶ丘 2 号線整備事業 L=131.0m W=12.26m	芦屋町	
		重国・狩尾池線整備事業 L=120.0m W=4.25m	芦屋町	
		山鹿 11 号線整備事業 L=184.0m W=6.11m	芦屋町	
		緑ヶ丘 3 号線整備事業 L=191.0m W=10.85m	芦屋町	
		山鹿 1 号線整備事業 L=173.0m W=6.66m	芦屋町	
はまゆう団地 1 号線整備事業 L=200.0m W=6.88m	芦屋町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道路 ・橋りょう	浜口・守田線整備事業 L=283.0m W=5.04m	芦屋町	
		正津ヶ浜 16 号線整備事業 L=286.0m W=4.65m	芦屋町	
		狩尾 4 号線整備事業 L=124.0m W=5.54m	芦屋町	
		緑ヶ丘 1 号線整備事業 L=208.0m W=9.74m	芦屋町	
		狩尾 1 号線整備事業 L=113.0m W=4.91m	芦屋町	
		高浜町 18 号線整備事業 L=177.0m W=11.11m	芦屋町	
		幸町 7 号線整備事業 L=160.0m W=4.06m	芦屋町	
		月軒守田線整備事業 L=437.0m W=4.06m	芦屋町	
		山鹿・正津ヶ浜線整備事業 L=359.0m W=6.6m	芦屋町	
		西祇園橋グレードアップ事業	福岡県・ 芦屋町	
	(6)自動車等 ・自動車	バス車両整備事業	芦屋町	
		バス停整備事業	芦屋町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通 ・その他	芦屋タウンバス運行事業	芦屋町	
		芦屋町巡回バス運行事業	芦屋町	
		高齢者運転免許証返納者支援事業	芦屋町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(10)その他	交通安全施設整備事業	芦屋町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含まれています。

また、町道や橋梁については、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ①汚水処理施設

本町の公共下水道事業は平成 12 年度末で町全域の整備がおおむね完了しており、普及率は 99.9%となっていますが、下水道施設の老朽化が進んでいます。このため、計画的な点検・調査や修繕・改築更新、長寿命化を実施し、下水道の機能を長期的に維持していく必要があります。

また、令和 6 年の能登半島地震による上下水道施設の甚大な被害状況を踏まえ、施設の耐震化が全国的な課題となっています。災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、下水道管渠などについて、耐震化を推進する必要があります。

公共下水道の経営状況については、人口の減少などにより、下水道使用料収入は減少傾向にあります。一方で、施設老朽化に伴う大量更新期の到来による支出の増額も見込まれ、経営環境は厳しさを増しています。このため、北九州市と広域連携に係る協議を進めており、令和 7 年 11 月に「芦屋町公共下水道事業事務委託に関する基本協定」を締結しています。

#### ②消防・防災対策

近年、全国各地で大型台風や集中豪雨、大規模地震などによる甚大な被害が発生しており、本町も例外ではありません。このため、復旧・復興を中心とした「事後対策」だけでなく、あらかじめ被害の発生を想定したうえで、平時から事前に備える「防災・減災」の対策が重要です。

本町では、常備消防は遠賀・中間地域広域行政事務組合において共同処理を行っており、本町域に遠賀郡消防署芦屋分署が設置され、非常備消防は3個分団の消防団で組織するなど、消防・防災体制が整備されています。これまで老朽化した消防団車庫の建替えや消防車両の更新などを推進してきましたが、今後も消防・防災設備の整備充実を図るとともに、消防団員の確保や自主防災組織の体制整備などが必要です。

また、海に面した本町では津波対策も重要であり、これまでにハザードマップの作成や住民啓発、防災訓練に取り組んできたところですが、多様化する災害や環境の変化に柔軟に対応していく必要があります。

あわせて、崖地など危険箇所の対策も必要となっています。

### ③防犯対策

本町では、防犯対策として芦屋町自治防犯組合や折尾警察署との協働での夜間パトロールを実施しています。また、青色回転灯装備車（青パト）による小中学校の登下校時間帯のパトロールにも取り組んでおり、青少年を取り巻く状況については、年間数件の声かけ事案などが発生しているものの、重大な事件には至っていません。引き続き、防犯対策としてパトロールに取り組むことが重要です。

## (2) その対策

### ①汚水処理施設

- 「芦屋町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、浄化センターや各ポンプ場、管渠の長寿命化に取り組むとともに、修繕や改築更新を行います。
- 「芦屋町下水道耐震化計画」に基づき、下水道施設の耐震化を進めます。
- 下水道事業の中長期的な経営安定化を図るため、広域化・共同化などを進めます。

### ②消防・防災対策

- 消防力向上のため、消防団員の確保に努めるとともに、訓練などを通じて資質の向上に取り組めます。
- 消防資機材や装備品の充実、更新を行います。

### ③防犯対策

- 防犯パトロールや登下校時の青色回転灯装備車（青パト）によるパトロールの強化など、自治防犯組合や各種団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を行います。

○犯罪の抑止のため、芦屋町防犯カメラ設置補助制度による防犯カメラの設置促進を通じて、防犯環境の整備を進めます。

### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(2)下水処理施設 ・公共下水道	公共下水道ストックマネジメント・ 耐震化・整備事業	芦屋町	
	(5)消防施設	消防・防災施設整備事業	芦屋町	
	(7)過疎地域持続 的発展特別事業 ・防災・防犯	地域防災計画等作成事業	芦屋町	
		防犯カメラ設置事業	芦屋町	
	(8)その他	町有地法面整備事業	芦屋町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含めています。

また、公共下水道施設については、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ①子育て環境

本町の保育所（園）や幼稚園、認定こども園では、各年度において利用者数が定員を上回っているものの、保育士や幼稚園教諭などの体制を整え、利用が必要なこどもの受け入れを行っています。一方で、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、教育・保育のニーズはさらに高まっており、安心してこどもを預けて働くことが

できる環境づくりが求められています。

また、子育てに関する悩みや家庭内の問題（児童虐待・家庭内暴力・ヤングケアラー）など、子どもや妊産婦、その家族が抱える困りごとは増加するとともに、多様化しています。このため、令和6年4月に設置した子ども家庭センターや子育て支援センター「たんぽぽ」での相談・支援体制の充実が重要です。

障がいのある子どもやひとり親家庭の子どもが、障がいの有無や家庭環境にかかわらず安心して暮らせるよう、権利の尊重や支援の充実が求められています。本町の特別支援教育（すすく発達相談事業、巡回相談事業など）は、福岡県内でも高い水準となっています。引き続き、幼児期からの支援とともに、家庭や地域を含めた町全体での取り組みを進める必要があります。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、本町では医療費や通学費の助成、町内小中学校の給食の無償化などを行っています。少子化が進む中で、本町の未来を担う子どもを社会全体で育てていくために、継続的な支援が求められています。

## ②高齢者等の保健及び福祉

高齢化率が毎年上昇を続けていく中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることが重要です。本町では今後も、配食サービスなどの在宅福祉サービスや地域包括支援センターを中心とした総合相談の実施など、高齢者の生活支援に取り組む必要があります。

また、介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けるための仕組みづくりが求められています。介護予防や在宅医療と介護の連携、認知症施策などに取り組む地域包括ケアシステムを深化、推進する必要があります。

あわせて、介護予防に重点を置いた取り組みの推進も重要です。身近なところで気軽に参加できる自治区公民館体操やゲンキはつらつサポーター教室などを通じた住民の自主的な活動への支援が求められています。

障がいのある人を取り巻く環境については、高齢化の進行や障がいの重度化・重複化などに伴い大きく変化しています。障がいの有無にかかわらず、自分らしく生き生きと暮らしていくため、「芦屋町障害者計画・障害福祉計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けた支援に取り組む必要があります。

## (2) その対策

### ①子育て環境

- 子ども家庭センターにおいて、子育てに関する相談業務のワンストップ化を推進するとともに、妊娠期から子育て期までのさまざまな悩みや児童虐待など家庭内の問題について総合的な相談支援を行います。

- 教育・保育の充実を図るため、保育所（園）や幼稚園、認定こども園などの取り組みを支援します。
- 放課後児童クラブにおいて、利用者ニーズに対応したサービスを提供します。
- 各種補助制度による子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 保育所（園）や幼稚園、認定こども園、小学校、中学校や町の関係各課などが連携し、幼児期からの特別支援教育に取り組み、適切な支援を行います。

## ②高齢者等の保健及び福祉

- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化に取り組みます。
- 高齢者の認知症予防や安全・安心な生活を支援するため、高齢者施策の充実を図るとともに、周知・啓発に取り組みます。
- 健康寿命の延伸をめざし、介護予防事業の充実を図ります。
- 身近な地域で交流や介護予防ができるよう、住民主体の通いの場や生きがいをづくりの取り組みを支援します。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共生する社会の実現のため、啓発や合理的配慮の促進などに取り組みます。

## (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 ・保育所 ・児童館	保育所整備事業	芦屋町・ 社会福祉法人等	
		放課後児童クラブ整備事業	芦屋町	
	(2)認定こども園	認定こども園整備事業	芦屋町・ 社会福祉法人等	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 ・児童福祉 ・高齢者・障がい者福祉 ・その他	子育て支援センター管理運営事業	芦屋町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び 増進	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 ・児童福祉 ・高齢者・障が い者福祉 ・その他	老人憩の家管理運営事業	芦屋町	
		敬老祝金事業	芦屋町	
		通学費補助事業	芦屋町	
		出産祝金事業	芦屋町	
		小中学校給食費負担軽減事業	芦屋町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含まれています。

また、子育て支援センターについては、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ①診療施設

本町の医療施設は、地方独立行政法人芦屋中央病院をはじめ、一般診療所6か所、歯科診療所3か所があります。地域医療の核を担っている芦屋中央病院では医療水準を確保するための医療機器の更新・導入や、医師の確保が重要な課題となっています。

また、急速に進む高齢化や疾病構造の変化などに伴い、住民の医療に対するニーズはさらに多様化、高度化しています。新型インフルエンザなどの感染症の発生、食中毒などによる住民の健康や生命の安全を脅かす事態も懸念されており、地域住民に対して安全で安心な医療を提供していくことが求められています。

## (2) その対策

### ①診療施設

- 地域住民の健康維持・増進に努めるとともに、地域医療の水準向上と質の高い医療の提供を図ります。
- 地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、適切な維持管理に努めます。
- 医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しにより、常勤医師の確保に努めます。
- 芦屋中央病院をはじめ、町内の医療機関や遠賀中間医師会と連携し、安全・安心な地域医療の提供に努めます。

## (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 ・病院	芦屋中央病院施設整備事業	地方独立行政法人 芦屋中央病院	
		芦屋中央病院医療機器整備事業	地方独立行政法人 芦屋中央病院	
	(4)その他	医師確保対策事業	地方独立行政法人 芦屋中央病院	

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ①学校教育

本町では、学校教育における学力の向上について、小中連携事業や放課後学習事業（放課後塾やイブニングスタディ）などに取り組んでいます。また、学校・家庭・地域が連携して、こどもの育成にも努めています。学力だけでなく豊かな心の醸成、体力づくり、シビックプライドの醸成などにおいても、学校・家庭・地域が連携した取り組みが重要です。

また、全国的にみると、小中学生の不登校は新型コロナウイルス感染症の影響により急増し、今も増加傾向にあります。これまで以上に個々の状況に応じたきめ細やかな支援が求められることから、本町では令和7年4月に教育支援センター、中学校に校内教育支援センターを設置しました。引き続き、学校やスクールソーシャルワーカーなどと連携した不登校児童生徒への支援が求められています。

I C T環境については、タブレット端末や電子黒板、学習支援ソフト(デジタルドリル)などの整備が進んでおり、今後は効果的な活用を目指して取り組む必要があります。また、I C T機器の更新時には多額の費用が見込まれるため、計画的な更新が必要です。

学校教育施設については、「芦屋町学校施設等長寿命化計画」に基づき、建具・外部改修工事やL E D化などを実施してきました。今後も、この計画に基づき計画的な維持管理や整備を行う必要があります。

## ②社会教育

本町では、学習機会を体系的にとりまとめた生涯学習講座「あしや塾」の実施により、効果的な生涯学習講座を提供していますが、公民館活動など、学んだ知識を生かすことができる環境づくりが必要となっています。

社会教育施設については、これまで計画的な整備を行ってきましたが、公民館施設などの老朽化が進んでいます。引き続き「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき計画的な維持管理を行いつつ、時代のニーズに応じた整備を行う必要があります。

## ③社会体育

本町では、生涯スポーツを推進するため、スポーツ推進委員や体育協会を中心にさまざまな事業を実施していますが、参加者が減少傾向にあり、ニーズにあった事業展開が課題となっています。また、スポーツ振興の観点から、関係団体と連携した競技スポーツの支援も必要です。

社会体育施設については施設の老朽化が進んでいます。引き続き「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき計画的な維持管理を行いつつ、時代のニーズに応じた整備を行う必要があります。

## (2) その対策

### ①学校教育

- 基礎学力の定着・向上や家庭学習時間の習慣化を図るため、放課後学習塾やイブニングスタディなどの放課後学習事業を実施し、児童生徒の学力の向上に取り組みます。
- 校歌の学習や芦屋釜の里での呈茶体験、あしや砂像展の訪問など地域の歴史や文化を学ぶことを通じて、シビックプライドの醸成に取り組みます。
- 学校や教育支援センター、スクールソーシャルワーカーなどの関係者と連携し、不登校児童生徒への支援を行います。
- I C T機器の効果的な活用を図るため、タブレット端末や電子黒板の整備などのハード面だけでなく、デジタルドリルの活用などソフト面も含めたI C T環境の充実を図ります。

○児童生徒が安全かつ快適な環境で学べるよう、小中学校体育館への空調設備の設置など学校施設の整備を進めます。

## ②社会教育

- 社会教育や公民館活動などの学習機会を拡充するとともに、関係各課との連携により住民が学んだ知識を生かすことができる環境づくりを推進します。
- 生涯学習の拠点となる社会教育施設については、各施設の適正配置や利用需要の変化を踏まえ、計画的な整備を行います。

## ③社会体育

- 住民の健康増進と誰もが気軽に参加できる機会を提供するため、スポーツ推進委員や関係団体と連携してスポーツ事業の実施に取り組みます。
- 競技力の向上や指導者育成のため、関係団体と連携して競技スポーツへの支援を行います。
- 「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、社会体育施設の適切な維持管理を行います。

### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 ・校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、給食施設、その他	小中学校屋内整備事業	芦屋町	
		小中学校屋外整備事業	芦屋町	
		小中学校プール整備事業	芦屋町	
		給食センター改修事業	芦屋町	
	(2)幼稚園	幼稚園整備事業	芦屋町・ 社会福祉法人等	
	(3)集会施設、体育施設等 ・公民館、集会施設、体育施設、その他	社会体育施設整備事業	芦屋町	
		公民館整備事業	芦屋町	
		町民会館整備事業	芦屋町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振 興	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 ・義務教育 ・生涯学習・スポ ーツ ・その他	小中学校情報機器(学校ICT) 活用事業	芦屋町	
		学力向上事業	芦屋町	
		外国青年招致事業	芦屋町	
		町民会館管理運営事業	芦屋町	
		国際理解教育事業	芦屋町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含めています。

また、小中学校屋内施設、小中学校屋外施設、小中学校プール、社会体育施設及び公民館については、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### ①土地利用

本町は、町の中央部を流れる遠賀川を挟み、芦屋部と山鹿部に大きく生活圏が分かれており、町域には3つの小学校区に30の自治区が形成されています。公共施設は芦屋部に役場を中心とした行政機関やコミュニティ施設があり、山鹿部には総合運動公園を中心とした社会体育施設を配置していますが、地域コミュニティの核となる公民館は均等に配置しており、コンパクトな町づくりを行ってきているところです。

土地の有効活用については、実質の行政面積が限られたものであるため、都市をとりまく状況変化に対応し、土地利用や環境形成などに取り組んでいく必要があるほか、活用予定のない町有地については、順次積極的な売却を進めていく必要があります。

また、限られた町土の有効活用のため、空家・空地の利用を促進する必要があります。引き続き、芦屋町空家・空地バンクを活用した空家戸数の削減や、中古住宅解体後の新築住宅建築補助金などによる住宅整備を推進する必要があります。

## (2) その対策

### ①土地利用

- 持続可能な都市づくりや地域特性を生かした土地利用を行います。
- 芦屋町空家・空地バンクや各種補助制度などを通じて、空家戸数の削減に取り組むとともに、空家の有効利用を図ります。

## (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・集落整備	空家・空地バンク事業	芦屋町	
		老朽危険家屋等解体補助事業	芦屋町	
		中古住宅解体後の新築住宅建築補助事業	芦屋町	

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ①文化の振興

本町は多くの歴史遺産や独自の伝統文化を有しています。なかでも、芦屋釜は国指定重要文化財の茶の湯釜9点のうち8点を占めており、全国的に知られる貴重な文化財です。このため、芦屋釜の歴史的価値や評価について、企画展や特別展を通じて広く発信することが重要です。

芦屋釜の振興の取り組みとしては、令和2年に入手した国指定重要文化財「芦屋霰地真形釜（あしやあられじしなりがま）」の有効活用を図るとともに、芦屋鋳物が新たな産業となるよう、本町が養成し独立した鋳物師への支援や後継者の養成に引き続き取り組む必要があります。

また、芦屋釜の振興や茶の湯文化の振興、各種資料の収集、芦屋鋳物の調査研究及び情報発信を担う文化拠点である芦屋釜の里は、開館から30年を経過し、躯体の劣化などが発生しています。

そのほか、住民に対する歴史・文化活動への取り組みは、芦屋歴史の里をはじめ、ギャラリーあしやなどを中心に歴史・伝統芸能の保存振興、芸術活動の支援、企画展や伝統文化体験講座など各種情報発信を行っており、小中学校の授業にも活用するなど歴史文化の継承に努めていますが、今後も住民の文化意識の向上を図っていく必要があります。

## (2) その対策

### ①文化の振興

- 本町の誇りである芦屋釜を町内外に広く周知し、オンリーワンの地域資源として活用します。
- 国指定重要文化財「芦屋霰地真形釜」をはじめとする貴重な文化財を次世代へ継承していくため、芦屋釜の里や芦屋歴史の里などの継続的な管理運営及び計画的な整備を行います。
- 芦屋歴史の里やギャラリーあしや事業の充実を図るとともに、住民が文化芸術に触れる機会を提供します。

## (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等	芦屋釜の里整備事業	芦屋町	
	・地域文化振興施設	芦屋歴史の里整備事業	芦屋町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	芦屋釜の里管理運営事業	芦屋町	
	・地域文化振興	芦屋歴史の里管理運営事業	芦屋町	

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、用途大分類別の管理に関する基本的な方針として、「①総量及び配置の適正化」「②維持管理等の適正化」を定めており、この基本方針には、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提とした施設内の整備も含まれています。

また、芦屋釜の里、芦屋歴史の里については、個別施設計画において適切な維持管理や計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ることなどを定めています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な方針に適合するものです。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

#### ①再生可能エネルギー

本町では2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の達成に向けて、地域における脱炭素社会づくりが課題となっています。北九州市と本町を含む近隣17市町で構成する、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」は脱炭素先行地域に選定されており、積極的に脱炭素を進める必要があります。

### (2) その対策

#### ①再生可能エネルギー

- 脱炭素社会づくりを推進するため、温室効果ガス削減をはじめとした環境問題に取り組めます。
- 住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度などにより住民の再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 公共施設から発生する温室効果ガスの削減のため、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や活用可能な再生可能エネルギーの検討を進めます。

### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	公共施設再生可能エネルギー整備事業	芦屋町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置補助事業	芦屋町	

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 ・移住・定住 ・人材育成	定住促進奨励事業	芦屋町	移住・定住促進を目的とした社会増に資する事業
		新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助事業	芦屋町	移住・定住促進を目的とした社会増に資する事業
		自治区担当職員制度事業	芦屋町	協働のまちづくりの推進に資する事業
		ボランティア活動センター管理運営事業	芦屋町	協働のまちづくりの推進に資する事業
		人材育成事業	芦屋町	まちづくりを支える人材の育成や発掘に資する事業
2 産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業 ・商工業・6次産業化 ・観光	創業促進支援事業	芦屋町	地域産業の活性化に資する事業
		空き店舗等活用事業	芦屋町	空き店舗等の利用促進や商業振興などに資する事業
		特産品開発・農商工等連携事業	芦屋町・観光協会・商工会	地域産業の活性化に資する事業
		観光推進プロジェクト事業	芦屋町	観光まちづくりの推進に資する事業
		レジャープールアクアシアン管理運営事業	芦屋町	観光まちづくりの推進に資する事業
		芦屋港活性化推進事業	芦屋町	観光まちづくりの推進に資する事業
3 地域における情報化	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 ・デジタル技術活用	DX推進事業	芦屋町	電子自治体の推進に資する事業
		総合文書管理システム維持管理事業	芦屋町	電子自治体の推進に資する事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 ・公共交通 ・その他	芦屋タウンバス運行事業	芦屋町	公共交通の確保に資する事業
		芦屋町巡回バス運行事業	芦屋町	高齢者等の生活交通の確保等に資する事業
		高齢者運転免許証返納者支援事業	芦屋町	高齢者による交通事故の防止などに資する事業
5 生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 ・防災・防犯	地域防災計画等作成事業	芦屋町	防災対策の充実に資する事業
		防犯カメラ設置事業	芦屋町	犯罪抑止力の向上などに資する事業
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 ・児童福祉 ・高齢者・障がい者福祉 ・その他	子育て支援センター管理運営事業	芦屋町	子育て環境の充実に資する事業
		老人憩の家管理運営事業	芦屋町	高齢者の福祉向上に資する事業
		敬老祝金事業	芦屋町	高齢者の福祉増進に資する事業
		通学費補助事業	芦屋町	保護者の経済的負担の軽減に資する事業
		出産祝金事業	芦屋町	子どもを生み育てる意欲の向上などに資する事業
		小中学校給食費負担軽減事業	芦屋町	子どもを生み育てる意欲の向上などに資する事業
8 教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 ・義務教育 ・生涯学習・スポーツ ・その他	小中学校情報機器(学校ICT)活用事業	芦屋町	学校教育の振興に資する事業
		学力向上事業	芦屋町	学校教育の振興に資する事業
		外国青年招致事業	芦屋町	学校教育の振興に資する事業
		町民会館管理運営事業	芦屋町	生涯学習の推進に資する事業
		国際理解教育事業	芦屋町	国際理解教育の充実に資する事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展	空家・空地バンク事業	芦屋町	空家及び空地の有効活用による集落整備に資する事業
	特別事業 ・集落整備	老朽危険家屋等解体補助事業	芦屋町	老朽危険家屋等の解体による集落整備に資する事業
		中古住宅解体後の新築住宅建築補助事業	芦屋町	新築住宅建築による集落整備に資する事業
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域 持続的発展	芦屋釜の里管理運営事業	芦屋町	地域文化の振興に資する事業
	特別事業 ・地域文化 振興	芦屋歴史の里管理運営事業	芦屋町	地域文化の振興に資する事業
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 ・再生可能 エネルギー 利用	住宅用太陽光発電システム 設置補助事業	芦屋町	再生可能エネルギーの利用 推進に資する事業